

災害時の物資供給及び店舗営業の  
継続又は早期再開に関する協定書

匝 瑳 市

株式会社セブン・イレブン・ジャパン

## 災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定書

匝瑳市（以下「甲」という。）と株式会社セブン・イレブン・ジャパン（以下「乙」という。）は災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する地震・風水害その他災害が発生した場合において、被災市民等を救助するための物資（以下「物資」という。）の供給及び災害時の情報提供並びに乙又は乙のフランチャイズ加盟店の営業継続又は早期営業再開に係る協力に関して次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害が発生した場合に、速やかに物資の供給を実施し、市民の日常生活の安定及び確保を図ることを目的とする。

### （要請）

第2条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その調達が可能な範囲内で物資の供給を要請することができる。

- (1) 甲の区域内に災害が発生したとき。
- (2) 甲の区域外の災害について、関係自治体等から、物資の調達・あっせんを要請されたとき、又は甲が救援の必要があると認めたとき。

### （調達物資の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、乙が取り扱っているもののうち、甲が緊急に必要とする物資とする。

- (1) 食料品
- (2) 飲料品
- (3) 日用品
- (4) その他甲が指定する物資

### （調達物資の数量）

第4条 甲は、必要がある場合に、乙に対し、要請時点で供給できる物資及

びその数量等について照会することができるものとする。

(要請の方法)

第5条 第2条の要請は、「物資発注書(別紙1)」により行うものとする。  
ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話その他の方法により要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

(要請に基づく乙の措置)

第6条 第2条の要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を「物資調達可能数量・措置の状況報告書(別紙2)」により甲に報告するものとする。

(物資の運搬、引渡し)

第7条 物資の引渡し場所は、甲が状況に応じ、指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。

2 甲は、当該引渡し場所に職員又は甲の指定する者を派遣し、物資を確認の上引渡しを受けるものとする。

(費用)

第8条 甲は、物資を引き取った後に、乙の請求に基づき速やかにその代金を乙に支払うものとする。

2 物資の代金は、災害発生時の直前における販売価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

3 前条の規定により乙が運搬を行った場合において、当該運搬費用は甲が負担する。

(情報提供)

第9条 甲は、平時又は災害時において、乙に対し、防災・災害情報等を提供することができるものとし、乙は提供を受けた情報等を来店者等に対し、情報提供するものとする。

(営業の継続又は早期再開)

第10条 甲は、市民の生活安定を確保するため、乙に対して、乙又は乙のフランチャイズ加盟店の営業の継続又は早期営業再開を要請することができる。

(連絡責任者の報告)

第11条 甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者届(別紙3)」により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(車両の通行)

第12条 甲は、乙に対し物資の供給を要請した際において、供給に使用する車両及び店舗の営業継続又は早期再開を支援するための車両を緊急通行車両として通行できるように支援するものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(効力)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、この期間満了の1月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(解除)

第15条 この協定を解除する場合は、甲乙いずれか一方が、解除日の1月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれが1通を保有するものとする。

平成27年11月25日

甲 千葉県匝瑳市八日市場ハ793番地2  
匝瑳市  
匝瑳市長 太田 安規



乙 東京都千代田区二番町8番地8  
株式会社セブン・イレブン・ジャパン  
代表取締役 井阪 隆一

